

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ヤマタネ			コード	9305
提出日	2024/6/3		異動（予定）日	2024/6/21	
独立役員届出書の提出理由	2024年6月21日開催予定の定時株主総会において、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任議案が付議されるため				
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	岡 伸浩	社外取締役	○													○	有
2	岩見 博之	社外取締役	○							△			△				新任
3	伊藤 朋子	社外取締役	○										△				新任
4	サミュエル・デビッド・スノディ	社外取締役	○													○	有
5	太田 律子	社外取締役	○													○	有
6	内藤 潤	社外取締役											△				

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当なし	弁護士として長年の経験を通じて培われた見識を活かし、経営全般に対する監督及び助言等を行って頂き、さらには企業法務の専門家としての見地からコーポレート・ガバナンスの向上のための助言を頂けると考えたため。同氏は他社の役員を兼任しているが、当社との利害関係はない。
2	岩見博之氏は、2014年4月まで当社の主要取引銀行である株式会社三井住友銀行の業務執行者として在任していた。また、2017年3月まで取引先であるSMBC日興証券株式会社の業務執行者として在任していた。	長年にわたり金融機関の経営に携わり、豊富な国際経験も有することから、経営全般に対する監督及び助言等を行って頂けると考えたため。株式会社三井住友銀行及びSMBC日興証券株式会社を退任後相当の期間が経過しており、当社との間には特別の利害関係はない。以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に相応しいと判断した。
3	伊藤朋子氏は、2024年3月まで当社の連結子会社山種不動産株式会社の取引先である株式会社QUICKの業務執行者として在任していた。その取引額は連結総売上高の2%未満であり、特別の利害関係はない。	長年にわたり大手金融情報サービス会社に勤務し、労務、人事、人材開発に関する専門知識があり、更には役員経験も有していることから、経営全般に対する監督及び助言等を行って頂けると考えたため。当社連結子会社の取引先に在任していたが、当社との間には特別の利害関係はない。以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に相応しいと判断した。
4	該当なし	大手投資会社日本法人代表を歴任し、長年にわたる日本株投資に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、豊富な国際経験も有することから、経営全般に対する監督及び助言等を行って頂けると考えたため。同氏は他社の役員を兼任しているが、当社との利害関係はない。
5	該当なし	税理士として財務及び会計に関する専門知識や経験等を有しており、また独立性が高く、客観的かつ公正な立場から当社の経営全般に対する監督と助言等を行って頂けると考えたため。同氏は他社の役員を兼任しているが、当社との利害関係はない。
6	内藤潤氏は、当社と取引のある長島・大野・常松法律事務所にシニア・カウンセラーとして在任している。長島・大野・常松法律事務所との取引は総経管費の0.1%未満であり、特別の利害関係はない。	弁護士としての長年の経験を通じて培われた見識を活かし、法律の専門家として法律遵守、社会的責任を重視した立場から当社の経営全般に対する監督と助言等を行って頂けると考えたため。また、独立役員に指定していないが、中立な立場を保持し独立性は高いと判断している。

4. 補足説明

株式会社ヤマタネ 社外取締役独立性判断基準

当社は、当社における社外取締役の独立性判断基準について、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえて、以下のとおり定める。社外取締役が、次の項目のいずれにも該当しない場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当社及びその子会社（以下、「当社グループ」という。）の業務執行者。また、就任の前10年内のいずれかの時において当社グループの業務執行者であったことがある者（注1）
2. その就任の前10年内のいずれかの時において当社グループの取締役又は監査役であったことがある者（業務執行者であったことがあるものを除く）にあっては、当該取締役又は監査役への就任の前10年内のいずれかの時において当社グループの業務執行者であった者
3. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者（注2）
4. 当社の主要な取引先又はその業務執行者（注3）
5. 当社の主要な金融機関又はその業務執行者（注4）
6. 当社の主要な株主又はその業務執行者（注5）
7. 当社から役員報酬以外に多額の報酬を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（注6）
8. 前記1～7に該当する重要な者の近親者（注7）

- （注1） 業務執行者とは、業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人をいう。
 （注2） 当社を主要な取引先とする者とは、当該取引先の年間売上高の2%を超える金額の取引がある先をいう。
 （注3） 当社の主要な取引先とは、当社の年間売上高の2%を超える金額の取引がある先をいう。
 （注4） 当社の主要な金融機関とは、メインバンクとして当社総資産の10%以上の借入先をいう。
 （注5） 当社の主要な株主とは、発行済み株式数の10%以上を保有する株主をいう。
 （注6） 多額の報酬とは、当社の1事業年度につき1,000万円以上のものをいう。
 （注7） 重要な者とは、各会社・取引先の役員、部長クラスの者をいう。近親者とは、配偶者又は2親等内の親族をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。